

○都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付要綱

(平成 30 年 12 月 28 日告示第 120 号)

改正 令和 3 年 3 月 23 日告示第 32 号 令和 3 年 6 月 18 日告示第 91 号
令和 5 年 3 月 31 日告示第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭における自立型再生可能エネルギー設備の普及を図り、化石燃料に頼らない継続的な再生可能エネルギーの使用を通じたエネルギー起源温室効果ガスの排出削減を推進するため、住宅に自立型再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 併用住宅、共同住宅等を除く戸建ての専用住宅であって、個人が所有するものをいう。
- (2) 事業完了日 導入した次条に規定する補助対象設備の保証書に記載されている引渡日(住宅用太陽光発電システムを導入した場合にあっては、電力会社が電力購入を開始した日が分かる書類に記載されている買取起算日)をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 この要綱において補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の住宅に、次に掲げる未使用の設備(以下「補助対象設備」という。)を新たに購入し、設置する事業とする。

- (1) 家庭用蓄電システム
- (2) 住宅用太陽光発電システム
- (3) エコキュート又は強制循環型太陽熱利用システム
- (4) 木質バイオマスストーブ

2 補助対象設備の要件は、それぞれ別表第 1 の要件のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、事業完了日が補助金の交付申請をした日の属する年度内であって、次の各号の要件を全て満たす個人とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。(事業完了日まで住民基本台帳に登録される見込みである場合を含む。)
- (2) 自己が所有し、又は所有を予定する自己の生活の本拠とする住宅において、補助対象設備を購入し、設置する者であること。(自己が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、所有者又は全ての共有者の間で同意が取れていること。ただし、自己が住宅の所有者でない場合にあつては、当該住宅の所有者と生計を一にする場合に限る。)
- (3) 市税等を滞納していない世帯に属する者であること。
- (4) 都留市暴力団排除条例(平成24年都留市条例第12号)第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団員等を含む世帯に属さないこと。(自己が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、所有者又は全ての共有者の属する世帯を含む。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金は、一の住宅に1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号別紙1)
- (2) 誓約書(様式第1号別紙2)
- (3) 調査に関する同意書(様式第1号別紙3)

- (4) 設置及び調査に関する同意書(様式第1号別紙4。ただし、申請者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合に限る。)
- (5) 申請者宛ての経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し
- (6) 電力会社との系統連系契約書の写し(木質バイオマスストーブのみを導入する場合を除く。)
- (7) 設置機器の機種名及び性能を表示した書類(カタログ等)
- (8) 補助事業実施前の現況写真(様式第1号別紙5)
- (9) 設置する場所の案内図(様式第1号別紙6)

2 補助金の交付申請書の提出期間は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日(ただし、その日が休日(都留市の休日を定める条例(平成元年都留市条例第6号)第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。))の場合はその直後の休日でない日から当該年度の12月28日(ただし、その日が休日の場合はその直前の休日でない日)までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期間を変更することができる。

3 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止することができる。ただし、受付の停止以降においても、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行い、既に交付申請書を受け付けた者の交付申請書の取下げ又は補助金の不交付の発生に応じて、補欠番号順に交付申請書を受け付けるものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 申請者が市から交付決定を受ける前に工事に着手したときは、補助対象事業に該当しないものとみなす。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による交付申請で提出した書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項の承認の可否を決定するとともに、事業計画変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完了日の翌日から起算して2月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度(前条第2項の規定により期限を延長したときは、翌々年度)の4月20日(ただし、その日が休日の場合はその直前の休日でない日。)のいずれか早い期日(以下「実績報告期限」という。)までに、都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第6号別紙1)
- (2) 調査に関する同意書(様式第6号別紙2)
- (3) 交付決定者宛ての補助対象設備の設置に要した領収書及び内訳書の写し
- (4) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し(木質バイオマスストーブのみを導入した場合を除く。)
- (5) 補助対象設備の保証書の写し
- (6) 住宅用太陽光発電システムを導入した場合にあっては、電力会社が電力購入を開始した日がわかる書類の写し
- (7) 補助事業実施後の現況写真(様式第6号別紙3)

(8) 機器の設置場所がわかる敷地内の位置図

(9) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告期限までに実績報告書の提出がないときは、補助金の交付申請を取り下げたものとみなす。

(補助金の額の決定)

第 11 条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を決定し、都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付額決定通知書(様式第 7 号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により補助金の額の決定通知を受けた者は、都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書により補助金を交付するものとする。

(代行者)

第 13 条 申請者は、この要綱に規定する手続等について、設置事業者又は販売事業者等を代行者として選任することができる。

2 申請者は、前項の規定により代行者を選任した場合は、補助金交付手続代行者選任届(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

3 代行者が手続等を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って取り扱うものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(データ提供の協力)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、市長の求めに応じて補助対象設備に関するデータの提供に協力するものとする。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産の財産処分制限期間において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(補則)

第 17 条 この補助金の終期は、令和 9 年 3 月 31 日とする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に補助対象設備の設置工事に着手する申請者の補助金から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日告示第 32 号)

この告示は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 18 日告示第 91 号)

この告示は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日告示第 47 号)

この告示は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

補助対象設備の要件

補助対象設備種別	補助対象設備の要件
家庭用蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システムと併設する定置型リチウムイオン蓄電システムであること。 ・経済産業省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録された製品であること。 ・太陽光発電設備により発電された電力の自家消費量を増加させるために、当該電力を効果的に蓄電できること。(非常用の電力確保を目的として限定的に蓄電するものは対象外とする。) ・上記の要件を全て満たす設備を設置していないこと。 ・未使用品であること。
住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用蓄電システムと同時に導入すること。 ・住宅の屋根への設置に適したものであること。 ・太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの最大定格出力のいずれか少ない値(以下「最大出力」という。)が10キロワット未満であること。 ・発電した電力を全て自家消費していること又は電力会社の低圧配電線と逆流のある系統連結をしていて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を10キロワット未満(太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの)の出力区分で受けていること。 ・上記の要件を全て満たす設備を設置していないこと。 ・未使用品であること。
エコキュート	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用蓄電システムと同時に導入する設備であること。 ・一般社団法人エコネットコンソーシアムから「ECHONET Lite AIF」仕様認証を取得した製品であること。 ・貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上、貯湯缶が多数の場合は3.0以上であること。ただし、寒冷地年間保温効率・年間給湯効率が2.7以上のものを含む。 ・上記の要件を全て満たす設備を設置していないこと。 ・未使用品であること。
強制循環型太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用蓄電システムと同時に導入する設備であること。 ・一般社団法人ソーラーシステム振興協会の「優良ソーラーシステム認証」又は財団法人ベターリビングの「優良住宅部品(BL部品)認定」を受けた製品であること。 ・補助熱源にヒートポンプ式熱源機を使用している製品であること。 ・上記の要件を全て満たす設備を設置していないこと。 ・未使用品であること。
木質バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ・火室を密閉する扉を持ち二次燃焼以上のシステムを有した薪ストーブ又は電気で制御されているペレットストーブであること。

トープ	<ul style="list-style-type: none"> ・自作品でないこと。 ・本体製品価格が10万円以上(税込み)であること。 ・環境省の「木質バイオマスストーブ普及のための環境ガイドライン」に沿った設置であること。 ・上記の要件を全て満たす設備を設置していないこと。 ・未使用品であること。
-----	---

別表第2(第5条関係)

補助金の額

補助対象設備種別	補助金の額
家庭用蓄電システム	蓄電容量1キロワットアワーあたり1万円を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
住宅用太陽光発電システム	太陽光発電設備の最大出力1キロワットあたり2万円を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
エコキュート 強制循環型 太陽熱利用 システム	2万円
木質バイオマスストーブ	2万円

備考 上記により算出された補助金の額が補助対象設備の設置に要した額(以下「設置額」という。)を上回るときは、設置額を補助金の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

様式第1号(第6条関係)

都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

事業計画変更申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

事業計画変更承認(不承認)通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付申請取下書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付額決定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

都留市自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 14 条関係)

補助金交付手続代行者選任届

[別紙参照]